

令和2年4月17日  
食品安全衛生課

## 新型コロナウイルスにより亡くなった方の遺体搬送及び火葬について

このQ&Aは、これまで厚生労働省から出された通知や「新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け 遺体等を取り扱う方へ）」等を参考にまとめたものです。

### 全般

Q1 遺体の搬送や火葬の際、保健所等の付き添い指導は受けられるか。

A1 医療機関において遺体の納体袋への収容・密封・表面の消毒を行うこととしていることから、納体袋を破損しないよう慎重に作業を進めていただく他は、通常の搬送・火葬で差し支えありません。職員の派遣は想定していませんが、不明な点や不安なことがある場合は、最寄りの保健所に御相談ください。

### 死亡後の確認

Q2 医療機関での死亡確認後の連絡はどのように来るのか。斎場の使用予約が必要となることから、自治体にも早急に連絡をもらいたい。

A2 新型コロナウイルスによって死亡した場合又はそのおそれがある場合、医療機関から遺体引渡しの際に、その旨を伝達することとなっております。伝達を受け、死亡届を提出する方が、自治体に伝えることになります。

Q3 医療機関側で非透過性納体袋に入れてもらった状態で、葬祭業者に引き渡すことになるのか。納体袋は医療機関側で準備するのか。棺に入れてもらうことは可能か。

A3 医療機関で準備している納体袋に入れて引き渡されます。納体袋が破損しないよう医療機関内で棺に入れ、棺で搬出することが望ましいと考えますが、遺体の納棺作業の実施者については、直接医療機関に御相談ください。

Q4 医療機関から直接斎場に搬送するのか。遺体安置はどのように行うのか。

A4 感染リスクが生じる可能性を減らすため、医療機関から直接斎場に搬送することが望ましいと考えます。御遺族の了承が得られれば、速やかに火葬できるよう御配慮願います。

なお、今後、新型コロナウイルスによる遺体が増加した場合に備え、斎場等への遺体安置場所の確保について、御検討くださるようお願いします。

Q5 遺体を搬送する業者が注意すべきことはなにか。

A5 「新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体の引渡しの際の留意事項について」（令和2年4月10日付け食第55号）でお知らせしている、①納体袋を開封しないこと ②納体袋を傷つけないよう、細心の注意

を払って作業を行うこと ③密封された場合でも、遺体に触れる際は必ず手袋を着用することとなります。

Q6 搬送従事者は防護服を着用すべきですか。

A6 納体袋を破損しないよう慎重に作業を進めていただくことで、防護服等の着用は必須ではありません。

#### 斎場での対応

Q7 厚生労働省では、遺族が遺体と面会することは可能としているが、これまでの報道で面会なく火葬している例が見受けられる。県としての見解はどうか。

A7 納体袋は、顔の部分が透明になっているものなどがあることから、納体袋を開封せずに対面が可能であれば、面会していただくことは差し支えないと考えます。その際は、納体袋に傷がつかない配慮の呼び掛けをお願いします。なお、納体袋の形態については、医療機関へ御確認ください。

Q8 火葬従事者の防護具調達が困難となっている。県からの支給、貸与は可能か。

A8 医療用感染防護具がひっ迫している状況であることから、火葬に従事される方が使用される防護具が入手できない場合、医療用ではない白衣やつなぎ、合成樹脂製の手袋などを代替品として検討いただくようお願いします。なお、県からの支給、貸与は予定していません。

Q9 火葬後、斎場の消毒はどの程度の範囲を行うべきか。消毒を行う際の注意点は。

A9 遺体は、医療機関から搬出する際に消毒されていることから、特別な消毒を行う必要はありませんが、万一遺体の体液等で汚染された場合は、以下の方法で消毒を行ってください。

- ・ 0.05~0.5% (500~5,000 ppm) 次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬

- ・ アルコール（消毒用エタノール、70v/v%イソプロパノール）で清拭又は30分間浸漬

◎ 消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭く方法が望ましいです。消毒薬の噴霧は、不完全な消毒やウイルスの舞い上がりを招く可能性があり推奨しません。また、可燃性のある消毒薬を使用する場合については、火気のある場所で行わないようにしてください。

◎ 手指衛生は、感染防止策の基本であり、遺体に接触、あるいは消毒措置を講じた際等には、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗い又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を実施してください。